

令和3年度 移住促進住宅取得助成事業のご案内

小美玉市では移住の促進と地域の活性化を図るため、本市へ移住される方（転入者対象）の住宅取得費および取得した住宅の改修工事費に対して補助金を交付します。

※ただし、本事業に関する令和3年度小美玉市一般会計予算の成立をもって事業を執り行います。

◆補助金額・必要書類◆

新築または新築住宅の購入 限度額30万円 購入経費（土地代を除く） の4%以内の額	中古住宅の購入 限度額20万円 購入経費（土地代を除く）の 20%以内の額	中古住宅の購入補助を受けた 住宅の改修工事 限度額10万円 工事費の20%以内の額
新築または新築住宅の購入・中古住宅の購入の場合 <ul style="list-style-type: none">・小美玉市移住促進住宅取得補助金交付申請書（様式第1号）・申請者の戸籍の附表の写し （過去5年間の住所地が証明できるもの）・申請時に住民登録をしていた自治体の市町村税の納税証明書・誓約書兼同意書（様式第2号）・住宅の取得契約書の写し ・住宅敷地の売買契約書の写し・補助対象住宅の案内図		中古住宅の改修工事の場合 <ul style="list-style-type: none">・小美玉市移住促進住宅改修補助金交付申請書（様式第3号）・住宅改修工事に係る見積書の写し ※施工業者は市内に事業所を有する業者であること・補助対象住宅の平面図 （住宅改修予定箇所を明示したもの）・住宅改修工事に着手する前の当該工事箇所の写真

市ホームページの下記アドレスから申請書のダウンロードができます。

<http://www.city.omitama.lg.jp/0102/info-0000003616-2.html>

◆対象者・対象となる住宅◆

- ・平成31年4月1日から令和4年3月31日（令和3年度内）までに対象住宅への居住が開始され転入手続きを済ませることができる方。
- ・転入日または申請日のいずれか早い日から起算して過去5年以内に小美玉市の住民基本台帳に記録されたことのない方。
- ・申請時に住民登録をしていた自治体の市町村税等に滞納がない方。
- ・取得した住宅に5年を超えて居住しようとする方。
- ・平成31年4月1日以降に市内で取得の契約をした住宅とし、令和4年3月31日までに所有権の保存または移転の登記が完了する住宅。ただし、完成の日から1年を経過したものであっても、過去に居住されたことがないもので、かつ、完成の日が平成31年4月1日以降の住宅は新築住宅として扱います。

※以下に該当する場合は補助対象となりません。

- ・賃貸、販売等の営利を目的とする場合
- ・住宅または敷地が贈与あるいは相続したものである場合
- ・市の他の制度を利用している場合
- ・住宅または敷地が2親等以内の親族から賃借または購入したものである場合

◆申請期間◆

令和3年6月1日（火曜日）から〈※予定〉

令和3年7月2日（金曜日）まで〈※予定〉

※申請書類を都市整備課へ持参または郵送にてご提出ください。（持参は土日祝日を除く）

※先着順ではございません。

応募者多数の場合は抽選となります。

※低金利の住宅ローンの案内がありますので市のホームページをご覧ください。

◆問合せ・受付窓口◆

都市整備課 建築係

〒319-0192

茨城県小美玉市堅倉835番地

電話：0299-48-1111（内線1413）

E-mail：toshi@city.omitama.lg.jp

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

（土日祝日を除く）